

国際政治経済学ゼミ論

パレスチナにおける「分離壁」の建設

その真意とは

2007.02.09

法学部国際関係法学科

A032226

中村 友香

はじめに

ヨルダンのバカア難民キャンプで訪れた小学校の壁に張られていた中東の地図に「イスラエル」という国はなかった。そこに代わりにあったのはイスラエル、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区を含む「パレスチナ」だった。現在世界には約 600 万人のパレスチナ難民がいるといわれている。この中には、1948 年のイスラエルの建国によって住んでいる土地を奪われ、周辺地域に逃れた人々以外にも、イスラエルが建国されたときもその地にとどまり、その後イスラエルの国籍を得た約 70 万人の人々、それ以前からヨルダン川西岸やガザに住んでいて長くイスラエルの占領下に置かれている人々、あるいは欧米に移住した人々も含まれているが、いずれにせよパレスチナ難民の多くは 1948 年以前の「パレスチナ」への帰還を半世紀以上経った現在でも望み、パレスチナ国家の建国を信じている。

しかし今、彼らの帰る土地がなくなりつつある。というのも、イスラエルがヨルダン川西岸地区内に建設している“壁”によって、パレスチナ人の土地は彼らが第一次世界大戦後のイギリスによる委任統治時代以前に住んでいた土地のたった 12%になってしまうのである。イスラエル政府は壁建設の理由として治安維持、安全保障を前面に挙げ、将来の境界線とは関係のない、完全に政治的戦略に基づいた、「和平プラン」の一部であるとさえしているが、それならばなぜ壁は 1947 年に始まった第一次中東戦争の停戦ラインであるグリーンラインからパレスチナ側に大幅に食い込む必要があるのだろうか。また、壁がグリーンラインの内側に食い込んで建設されることによって周辺にはどのような影響があるのだろうか。本稿ではこれらのことから、安全保障の裏に潜む壁建設の真の目的を探るとともに、今後のパレスチナ和平の行方について考察する。

第一章では壁建設にいたるまでのパレスチナ問題の概略をたどり、第二章においては壁そのものについて説明し、第三章で壁建設が周辺の社会、経済、環境に及ぼす影響を述べ、第四章では壁の建設に対するイスラエル、パレスチナ、に加えて国際司法裁判所の見解を紹介し、最後に第五章において今後のパレスチナ和平への展望を述べる。

第一章 壁建設に至るまで 歴史的背景

インティファダ（パレスチナ人による非武装抵抗運動） 9・11以降急増するテロに対する自衛目的とされる壁の建設であるが、一方ではインティファダ以前からの、より大きな戦略的流れの一部として捉えることができる。壁構想は突然浮上したものではなく、長期の計画とイスラエルによる一方的隔離政策の結果生まれたものといえる。

第一節 統治下のパレスチナ（1923～）

第一次世界大戦以前のパレスチナはオスマン・トルコの支配下にあった。同盟国側のオスマン・トルコに対する連合国側のイギリスはアラブ人の民族独立運動を利用し、オス

マン・トルコに対する武装蜂起を呼びかけた。その際に戦争協力の対価としてアラブ人国家の独立を承認したのが 1915 年に結ばれたフセイン＝マクマホン協定であった。一方で膨大な戦費を必要としていたイギリスはユダヤ人豪商ロスチャイルド家に対して資金の援助を求めている。この頃、世界各地に広がっているユダヤ人の中でも、ヨーロッパでは改宗圧力を含め差別が厳しかったため、ユダヤ人国家を建設しようとシオニズム運動が 19 世紀末以降盛り上がりを見せていた。そこでイギリスは 1917 年、ユダヤ人国家の建設を支持する書簡（バルフォア宣言）をだし、ロスチャイルド家からの資金援助を得ることに成功した。しかしイギリスは同じ連合国側のフランス、ロシアとも大戦後のオスマン帝国の領土分割について秘密裏に協議しており、1916 年にはそれぞれの勢力範囲を定めたサイクス＝ピコ協定を結んでいた。結局大戦後の 1923 年 9 月以降パレスチナはイギリスによる委任統治下に置かれた。こうしたイギリスの矛盾する「三枚舌外交」が現在まで続くパレスチナ問題の発端となっている。

第二次世界大戦が終わる頃、パレスチナのユダヤ人人口は 60 万人に達していた（人口の 3 分の 1）。パレスチナ人とユダヤ人の衝突と、ユダヤ人の独立を否定するイギリスを標的とするテロの頻発に手を焼いたイギリスは 1947 年 4 月、問題解決を国連に委ねた。同年 11 月、国連はパレスチナをパレスチナ人とユダヤ人の国家に分割し、エルサレムを国際管理下におくというパレスチナ分割決議を採択する。しかしその中身は人口で 3 分の 1、土地所有面積で 6% 弱のユダヤ人に 57% の地域を割り当てるものであった。これをユダヤ人は受け入れ、アラブ人は拒否した。

1948 年 5 月、イギリス軍が撤退するとユダヤ人は当事者間の合意がないまま、イスラエル建国を一方向的に宣言、分割決議に反対するアラブ諸国がイスラエルに攻め込み第一次中東戦争が始まった。勝利の結果、イスラエルはパレスチナの 78% を侵略、追い出されたパレスチナ人 70 万人（100 万人とも）が難民となった。イスラエルが侵入しなかった東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区をとガザ地区はそれぞれヨルダンとエジプトが占領した。以後、計 3 回の中東戦争が戦われ、1967 年 6 月の第三次中東戦争でイスラエルは全パレスチナを支配、即座に入植地の建設、土地の植民地化、パレスチナ人の隔離を開始し、シリア領ゴラン高原とエジプトのシナイ半島も占領した。この時西岸の 50% 以上の土地が奪われ、イスラエルのものとなった。国連安保理は占領地からの撤退を求める決議 242 号を採択するが、イスラエルは受け入れず、また 1973 年 10 月には第四次中東戦争の停戦決議が採択されるが、1982 年にシナイ半島は返還されたものの、占領状態は続いている。パレスチナ人自身によるパレスチナ解放を目指す PLO（パレスチナ解放機構）が創設されたのは度重なる中東戦争が続く中での 1964 年 6 月のことだった。

第二節 オスロ和平プロセス（1993～）

1988 年 11 月、PLO は首都をエルサレムとする「パレスチナ国家独立宣言」を発表するとともに、イスラエルに対して、グリーン・ラインまでの撤退を要求、事実上東エルサレ

ムを含む西岸地区及びガザ地区によるパレスチナ国家を建設するとする政治宣言を採択した。またアラファト議長は同年12月、ジュネーブでの国連特別総会で演説し、テロ放棄とイスラエルの生存権承認という穏健路線を打ち出し、これまでPLOとの直接交渉を拒否してきた米も対話を開始した。しかし、1991年1月に勃発した湾岸戦争により、国際社会のパレスチナ問題への関心は低下、加えてPLOが「イラク寄り」の立場をとったと認識した湾岸諸国が、財政援助を打ち切ったため、PLOは困難な状況に置かれた。この状況を打開するため、PLOはイスラエルとの平和共存路線をさらに推し進めることとなり、これがやがてオスロ合意へとつながっていく。

湾岸戦争終了後の1991年10月、米ブッシュ大統領主導による中等和平会議が開催され、パレスチナ側は二国間共存による政治的解決を訴えるがイスラエル強硬派のリクード党政権は譲歩を拒否、交渉は停滞したが、イスラエルのラビン・労働党政権への交代によってPLOとの直接秘密交渉が行われた結果、1993年9月、イスラエル・PLO間の相互承認がなされ、ワシントンで暫定自治に関する原則宣言（オスロ合意）が調印された。これに基づきイスラエルは西岸地区、ガザ地区から撤退、PLOはパレスチナ暫定自治政府（PA）を設立し、イスラエルと共存するパレスチナ国家建国にむけた体制が生まれた。しかし内部ではパレスチナの分割を認めないイスラム原理主義組織のハマスやイスラム聖戦はオスロ合意を拒否、その後もイスラエルへのテロ攻撃を続けた。また、1996年には再びイスラエルでリクード党政権が誕生し、中東和平プロセスは停滞した。

第三節 第二次インティファダ以降（2000～）

1999年5月イスラエルでは再び労働党政権へと交代し、バラク・イスラエル首相は最終的地位交渉の開始に取り組み、西岸地区の7%の地域からのイスラエル軍の撤退等が実施に移された。しかし、その後も段階的な軍の撤退等は行われたものの、最終的地位交渉に実質的な進展は見られなかった。クリントン米大統領は、最終的地位交渉の停滞を打破するため、同年7月にキャンプ・デービッドにおいて米・イスラエル・パレスチナ三首脳会談を開催したが、東エルサレムの帰属問題、パレスチナ難民の帰還先や補償の問題等で歩み寄りが見られず合意には至らなかった。しかも、軍の撤退が緩慢ながらも進む一方で、1993年の自治合意から2000年までの間にユダヤ人入植地の住宅着工件数は52%以上増加し、新たに三つの入植地が建設された。

和平プロセス停滞が続く中、2000年9月にイスラエルのシャロン・リクード党首がイスラム教徒の聖地でもあるエルサレムの「神殿の丘」を訪問したことでイスラエルに対する非武装パレスチナ市民による抵抗運動（第二次インティファダ）が発生した。さらに、2001年3月にイスラエルはシャロン・リクード政権に交代し、特に9・11事件以降、イスラエルはテロ対策としてパレスチナ自治区での軍事作戦を強化、これに対抗しハマス等パレスチナ武装勢力もイスラエル領内での自爆攻撃やイスラエル観光相の暗殺等を実施、イスラエル閣議は、パレスチナ暫定自治政府をテロ組織と宣言、シャロン首相も「アラフ

アトを相手にせず」と発表し、イスラエル・パレスチナ間の対立は激化の一途を辿った。そして2002年6月、イスラエルは西岸地区で「パレスチナ人過激派の侵入を阻止するため」の壁の建設に着工した。この壁建設構想の始まりについては他説存在するが、いずれも共通するのは、昨今のようにテロ攻撃が注目されるよりもずっと前から存在していたということだ。一説によれば構想が初めて作られたのは1996年、ハイファ大学の教授による提案であり、その目的はイスラエル領内において、出生率の高いパレスチナ人口に対してユダヤ人口の優位性を確保することであった。また、バラク政権時代の2000年11月には壁建設計画は了承されており、2001年6月にはシャロン政権の下で壁建設の責任者としてダヤン国家安全保障会議議長が指名されており、壁の建設を9・11以降の国際的に強化されたテロ対策の流れの中でのみ捉えることはできない。



1947 時点の国連分割案

PENGON ホームページより

第二章 「Security Fence」か「Apartheid Wall」か 壁の概要

イスラエルがヨルダン川西岸地区に建設中の「壁」については、複数の呼称が存在する。イスラエル領内にパレスチナ過激派が侵入するのを防ぎ、テロ攻撃を阻止することを壁建設の理由に挙げるイスラエル側からは、「Security Fence(治安壁、安全柵)」等の名称がしばしば用いられるのに対して、パレスチナ、アラブ諸国側からは壁は「Apartheid Wall, Separation Wall (分離壁、隔離壁)」等と呼ばれる。

第一節 第一段階

2003年7月、イスラエルは西岸地区北部サーレムから西部エルカナにかけて、壁の第

一段階 145 km の完成を発表した。この壁の第一段階建設で必要となった土地全体（西岸の 2 %、約 120 km²）の 85% がパレスチナ人から接収された。壁はジェニン、トゥルカレム、カルキリヤなどの西岸で最も肥沃な土地を取り囲むかたちで建設されており、特にインティファダ以前にはイスラエルで働くパレスチナ労働者の宿場、そしてイスラエル人のショッピング・タウンとしてイスラエル・パレスチナの社会的、経済的調和のモデルとなっていたカルキリヤでは北部、西部、南部を壁に囲まれ、以前は 4 つあった出入り口の内、3 つは封鎖されてしまった。東の 1 つのみ開いているが、それも検問所を通過しなければならず、イスラエル兵による通過の許可が下りないことも少なくないため、事実上カルキリヤの住民は壁の内部に閉じ込められている。また、多くの場合農民は自分の農地と壁によって切り離されており、農地に行くためには壁を越える必要がある。

壁は、カルキリヤ、トゥルカレム、ジェニン、東エルサレムや高速道路付近の戦略的に重要な地では高さ 8 m のコンクリート製である。その他の場所では高さ 3 m の電気感応式フェンスとなっている。壁には武器を備えた監視等や、両側には 30 ~ 100 m 幅の「緩衝地帯」が設けられている。「緩衝地帯」には電流の流れるフェンス、塹壕、監視カメラ、センサー、軍用道路、有刺鉄線、自動車の突入を防ぐ堀、足跡を残すための砂地などが付設されている。また、壁には 41 の通用門が設けられているが、実際に開くのは 6 つのみで、一日 0 ~ 数回、一回 5 ~ 15 分、イスラエル兵士の気分次第とも言われる。これまでも占領下の西岸地区には約 120 箇所の検問所が設けられていたが、今後は、農民が自分の農地に行くためには門での検問を通過することに加え、イスラエル政府の発行する許可証が必要となる。しかし、許可証は居住権、所有権を認めるものではなく、通過するためのものである。そのため、許可証を受け取るということは土地を放棄することになるとして、許可証を拒否する住民も多い。しかも、許可証が発行されるのは多くの場合働き手の若い世代よりも老人、子ども、女性、海外在住者となっており、有効期限付である。2003 年に西岸で許可証をもらえたのは農民の 60%、その有効期限は 2 ヶ月だった。更新時には 50% が発行を拒否され、発行されたものの有効期限は 1 ヶ月、または 2 週間だった。次の更新時に発行されたのはわずか 10%、有効期限は 1 ヶ月未満だった。また、パレスチナ人とイスラエル兵士の衝突が最も頻繁に起こるのは通用門付近においてであり、パレスチナ人はしばしばそこで暴力的、屈辱的な扱いを受ける。救急車でさえも通行を拒否されることがしばしばあり、病院への到着が遅れたり、救急車が現場にたどり着けなかったりすることによる被害も頻発している。

第一段階だけで壁はグリーンラインから最大 6 km パレスチナ側に食い込んでおり、グリーンラインと壁の間の、どちら側からも隔離されてしまう「閉鎖地区」に 16 村、11550 人が取り残され、少なくとも 6500 人の失業者を生んだ。また、壁は 51 の町・村を通過しており、25 の地域では農地へのアクセスが完全に妨げられている。

第二節 第二段階

2003年10月、イスラエル政府は壁も第二期工事開始を承認した。第二段階では壁は最大22kmグリーンラインより東側に食い込むルートが予定されている。これは壁のイスラエル側に最大のユダヤ人入植地であるアリエルを取り込むためであり、国連人道問題調査事務所によると、壁の両側で新たに68万人（西岸人口の30%）のパレスチナ人に深刻な人道的影響があるとされている。壁の西側、すなわちイスラエル側に54のユダヤ人入植地、142000人のユダヤ人（西岸のユダヤ人口の36%）が取り込まれる。これらは「閉鎖地区」に位置することになるが、パレスチナ人とは異なり、イスラエル人は合法にイスラエルへ通行することができる。

壁は最終的には870kmになることが予定されている。これはグリーンラインの2倍を遥かに超える長さであるが、その理由はユダヤ人入植地を壁の西側に取り込むこと、パレスチナ人口の多い地域を囲い込むこと、西岸地区東側での壁建設によってパレスチナ自治区をヨルダン渓谷からも切り離すことにある。グリーンライン上に建設されるのは壁の11%にすぎない。2006年4月までに335kmの完成がイスラエル国防省によって発表されている。壁が完成すれば、西岸の14.5%（エルサレム除く）にあたる「閉鎖地区」と壁に囲まれた12の飛び地に122の町村、274000人以上の人が閉じ込められ、西岸の47%がイスラエルに併合される。この結果、パレスチナ側に残るのはイスラエル建国以前のパレスチナ面積の12%となる。

第三章 壁による影響

1993年のオスロ合意以降、イスラエルはパレスチナ人の土地を接収し、新しい入植地の建設、入植のためのインフラ整備に充てた。その間入植者の数は倍増し、2005年の時点で西岸地区の150の入植地に22万人が居住している。イスラエル政府はパレスチナ人に入植地と入植地を結ぶ道路から150m以内に居住することを禁じており、インティファダ以降500以上の軍事チェックポイントが作られ、パレスチナ人の移動を厳しく制限している。壁の建設によってパレスチナ人の土地は壁やユダヤ人専用道路に区切られた小さな陸の孤島が数多くある状態になったことで状況は悪化し、社会のあらゆる面においてその影響が見られる。それは住民の日常生活からパレスチナ全体の経済、社会への影響、さらには人道的被害にまで及ぶ。

第一節 経済への影響

イスラエルが占領下のパレスチナにおいてパレスチナ人に税を課し、それを占領軍の活動資金とするという政策を35年間継続した結果、医療、教育、道路等のインフラ、社会サービスが殆ど機能していない。占領政策はまた、イスラエルへの安い労働力を生み出し、

封鎖政策により失業者が増大した。イスラエルの仕事場に行くことができなくなった労働者は、それ自体では経済活動が成り立たない地域に住み続けるしかなく、何万人もの失業者が生み出された。イスラエルによる境界の管理によって外部との通称が困難であったため、イスラエル経済への依存が高まり、パレスチナ経済の自立性は失われた。2001年、パレスチナの輸入の86%はイスラエルからであり、輸出もまた84%はイスラエルに向けたものであった。イスラエルにとってもパレスチナ自治政府はEU、アメリカに次ぐ第三位の貿易相手国であり、双方の経済は分かちがたく絡み合っている。しかしインティファダ以降のイスラエルによる自治区封鎖、移動の制限によってパレスチナ経済は大きな打撃を受けており、世界銀行によるとこのGDP下落率は世界恐慌を凌ぐ規模である。物資の搬入、搬出の制限に加え、道路封鎖によって人間の移動も制限されることで流通が死滅、経済活動が不可能となった。パレスチナ自治区全体における失業率は2005年の時点では23%だったが、2006年イスラエルの生存権を承認しないハマスがパレスチナにおいて政権を握ったことを受けてイスラエルが関税の還付を凍結、ハマスをテロ組織と指定するEU、アメリカ、日本などのからの援助差し止めもあり、世界銀行によると2006年の失業率は40%、2007年には44%に上昇することが予想されている。また、2005年に44%であった貧困率（一人1日2.1ドルを下回る生活水準）は2006年には67%、2007年には72%と悪化する見通しである。

壁をはさんで工業団地の建設が進められている。1993年のオスロ合意の際にも、グリーンライン沿いに9箇所の工業団地を建設することが合意された。これによって10万人のパレスチナ人の雇用を生む予定であったが、インティファダによって破算した。しかし壁の建設によって工業団地の成功に必要な2要素、イスラエル実業家の安全とパレスチナ労働者の雇用の両方が実現される、と考えられているのである。西岸におけるパレスチナ人の最低賃金はイスラエル人労働者の3分の1であり、また雇用主はイスラエルの労働法の規制を受けず、厳しい環境法の適用も受けないことは工業団地建設を積極的に進める動機となっている。工業団地の建設によって雇用創出、イスラエルからパレスチナへの技術移転が期待される一方で建設のための土地はパレスチナ人から予告なしに接收されており、生活の手段である土地を奪い、工場での仕事を与えるという構造はパレスチナ人労働者の奴隷化を強化するだけであり、真の協力を生み出すものとはいえない。

「パレスチナ学術協会・国際問題研究」によるとパレスチナにおいて農業はGDPの7%（2001年）を占め、2002年以前はパレスチナ人労働者の20%が農業に従事していた。その殆どは零細・家族経営農家である。壁の建設によって多くの農民の土地が軍用ブルドーザーによって破壊され、また破壊を免れる土地の多くも壁によって分断されたり、居住地域と分離されたりした。土地の持ち主は農地へ行き、作物を作ることができなくなり、作物を収穫できたとしても商品の売買を行う町から切り離されてしまうため、売ることができない。さらに、3年以上耕作、利用されなかった土地の所有権は統治者に移行するというオスマン・トルコ時代の不利用地接收法は今なおイスラエルによる日占領地の土地収

用の法的根拠として用いられているため、パレスチナ人は検問所を通過して土地にたどり着けないがために土地の所有権を失ってしまう。パレスチナ農業省によるとインティファダの始まった2000年9月から2002年6月の間だけで農業分野全体への損害を15億ドルと推定している。壁の建設によって封鎖、囲い込みが進むことで農業への被害は拡大し続けている。

第二節 水、環境への影響

西岸地区の自然資源は、占領により大きな被害を受け続けている。木々の伐採、家屋の破壊、水の供給源の没収と破壊が行われており、壁の建設はこれらの問題をさらに悪化させる。壁の第一段階だけで36の地下水井戸と200以上の貯水池がコミュニティから分断され、14の井戸が緩衝地帯の設置のために破壊された。これらの50の井戸で6億7千万 m^3 以上の給水量があり、122000人以上の農業用水、飲料水として利用されていた。破壊・隔離される井戸の多くは西部地下水脈上に位置し、1967年以前に掘られたものである。パレスチナ人は1967年以降新たな井戸を掘ることを禁止されている。もともと西岸のパレスチナ人には西部地下水脈の全採水量362万 m^3 の6%しか使用が許されていなかったが、この使用量はその後的人口増加、生活水準の向上による水の需要増加にもかかわらずイスラエル当局によって維持されていたが、壁の建設によって水の供給源を失うことで、パレスチナ人は西部地下水脈からの取得分のうちのさらに18%近くを失う。水資源を失うことは日常生活、農業、衛生・健康上の問題ももたらす。

壁と水の関連性については、壁建設の予定経路に注目することでイスラエルが戦略的に建設する土地を選んでいることがわかる。壁の建設は西岸北部のヨルダン川に次ぐ水源地である西帯水層で始まった。1967年以降イスラエルは占領政策の一環として水への支配を確立するため、大規模な国家的水プロジェクトを計画・実行してきた。壁の建設はその流れを汲むものであり、壁の経路が地下水の境界線と殆ど重なっていることがそれを裏付けている。これまでイスラエルはパレスチナ人の村が帯水層の上流、イスラエルは下流に位置しているため、上流での掘削を禁止することで西岸において水を支配してきたが、壁の建設によって水資源はパレスチナ人の手の届かないものとなり、イスラエルは水の量と質を共に管理できるようになる。帯水層はまた、西岸地区の最も肥沃な土地の下にあり、この土地と水資源の支配権をイスラエルが握ることでパレスチナ人の生活、農業は壊滅的な被害を受ける。

壁建設のために大量に伐採される木々も環境への影響を及ぼす。気は地域の環境・生態系のバランスを保つのに大きな役割を果たすほか、特にオリーブの木はパレスチナの風土、文化、財産の根本となるものでもある。パレスチナでは紀元前5000年以上前から栽培されており、オリーブオイルは主要な輸出品となってきた。被占領地の25%を占める農地のほぼ50%がオリーブ畑で、農業生産高の約2割を占める。

第三節 社会への影響

イスラエルによる封鎖、包囲政策は壁の建設以前から行われていたが、壁の完成によってさらに強化される。壁建設のために商店、工場、民家、学校に対して解体命令が出されており、土地、所有物の破壊に加えて移動の自由への制限は失業者の増加、貧困、財産の破壊、障害や健康、教育上の問題の増加、さらにはパレスチナの個人、家族、共同体への精神的な影響などの形をとって表れる。壁周辺の様々な地域に住む人々の社会的結びつきは、困難になっている。家族間でも互いに行き来することはできなくなり、コミュニティーは分断された。さらに壁は家屋や商店に隣接して建設されているのにもかかわらず、イスラエル軍は壁の5 m以内の立ち入りを禁止しており、「壁に近づくとコミュニティー全体を破壊する」としている。

移動の制限と地域間の分断は、医療・保健サービスの利用を妨げる。それは特に、子どもたちに悪影響をもたらす。2002年のジョーンズ・ホプキンス大学の調査によると、2000年以前はアラブ世界の中でも高い生活水準を誇っていたパレスチナ自治区の5歳以下人口の約20%が栄養失調とされている。デール・イスタヤ村では高血圧、糖尿病、流産、心臓病が増加しており、出生率には低下が見られる。群による道路の封鎖によって病院で出産をすることが困難であり、また「人権のための内科医」によるとワクチン接種プログラムが停止された結果死産率は5倍になった。アラブ社会、イスラム社会では女性やその体は神聖なものと考えられており、自分の身内意外に見られたり、触れられたりしてはならないとされているのにもかかわらず、トゥルカレム南方のクール村では、検問を通してもらえない妊婦が通用門で200人の通行許可を待つパレスチナ人男性とイスラエル兵の前で出産をするということもあった。

教育を受ける権利もまた、移動の制限によって直接的に侵害される。教師も生徒も学校にたどり着けないことで教育システムは崩壊寸前である。通用門が開くの待つ教師と生徒が門前で授業を行う光景も見られる。信仰の権利もまた移動の制限によって影響を受けるパレスチナ人の生活の一面である。封鎖政策によってパレスチナ人は信仰の地に訪れることを妨げられてきた。

ジュネーブ協定によれば、占領下の人々に必要なものを与える責任は占領軍にあるとされているが、イスラエルはこの義務を果たしていないどころか、パレスチナ人から生活の基盤を奪い続けている。このような生活、社会への影響によってパレスチナ人は直接的、間接的に強制移住をさせられる恐れがある。パレスチナ人が自らの家に住み、土地を耕す権利は許可証の発行によって既に特権化されている。この先は、自分の土地に居座ればいざ土地を奪われ難民に、生活が成り立たないあまりに悲惨な境遇におかれて非難すれば「自主的」に移動したことにされるのである。結局のところ、壁の建設はパレスチナ人から永久的に土地を奪い、イスラエルの領土を拡大することにつながる。イスラエル政府は、壁建設は安全目的であり、将来の政治的境界ではないとしているが、それならばなぜ、グリーンラインを超えるだけでなく、西岸の北側、南側、西側にまで建設されているのか。

そこには壁を事実上の境界として既成事実化し、土地・水源を奪い、パレスチナの社会、経済を破綻させることで、将来のパレスチナ国家の建国を不可能にするという目的がうかがえる。

第四章 さまざまな見解 イスラエル・パレスチナ・国際社会

第一節 イスラエル世論

2002年にイスラエルの日刊紙ハーレッツ紙が行った調査によるとイスラエル人の60%が壁の建設に賛成している。しかし、彼らの殆どは壁がグリーンライン上に建設されているものと思い、グリーンラインよりも深くパレスチナ人側に食い込んでいることは認識されていない。また、2003年7月にイスラエルの代表的な平和団体「ピースナウ」は占領地に住むイスラエル人入植者に対して入植地の解体、移住の可能性、非合法アウトポストについて意見調査を行った。この結果に折ると72%の入植者は、パレスチナとの和平合意が締結されると見ており、44%はパレスチナ国家設立を支持している。(2002年は19%)また、47%は請願。ガザ地区にパレスチナ国家が建設されると考えている。さらに、74%の入植者が、政府からの保障と引き換えに入植地を出る用意があるが、最善の解決策は彼ら自身が決めるべきと考えている。選択の余地が与えられた場合、どこに住みたいかを尋ねられると、71%の人々が現住地を希望し、14%はイスラエル国内への移住、15%は海外移住が希望と答えている。入植地に関して、46%が既存の入植地に限った建設を支持し、36%は新たな入植地建設を指示している一方で、18%が入植地の建設は凍結すべきと考えている。非合法のアウトポストについては66%が撤去するべきと考えており、この結果は、通常伝えられているよりも、入植者が現実的かつ柔軟であることを示している。

第二節 パレスチナ世論

2003年7月にパレスチナ政策研究センターがレバノン、ヨルダン、パレスチナ自治区に住む難民に対して行った調査によると、難民の42%を占めるヨルダン居住者(2003年時点で168万人)のうち、イスラエル国内への帰還を希望するのは5.2%、37%がパレスチナ国家への帰還を希望、33%がヨルダンに住み続け、経済補償を受ける道を望んでいる、一方38%を閉める自治区内の難民(同151万人)は、12.6%がイスラエルへの期間を、74.4%がパレスチナ国家に住むことを希望した。ここから、1948年のイスラエル建国で住んでいた土地を離れたパレスチナ難民のうち、現在はイスラエル長となっている自分の土地に帰りたいと考える人は1割前後であることがわかる。イスラエルは、国内に難民が帰還すればユダヤ国家としてのイスラエルの特性が失われるとして、和平交渉の前提として難民の帰還権の放棄をパレスチナ自治政府に迫ってきた。この調査結果はイスラエルと自治政府が長らく対立してきた帰還権の問題について当事者である難民がそれほどこだわっていないことを示しており、イスラエルに政治的に利用されかねないとして、調査を行ったセン

ターにはパレスチナ人の講義が殺到した。

同センターが 2004 年 3 月、イスラム原理主義組織ハマスの精神的指導者ヤシン師が暗殺される直前行った調査によるとパレスチナ人の過半数がイスラエル市民を標的としたテロを支持している半面、8 割以上がイスラエルとの間で暴力の相互停止を望んでいることが分かった。和平交渉の停滞を背景に、暴力の停止を望みながらも、交渉よりむしろ実力行使によって事態の打開を図ろうとする傾向が表れたものとみられる。全体の 53% がイスラエル市民へのテロを支持。イスラエル軍兵士への攻撃には 87%、占領地で暮らすユダヤ人入植者への攻撃にも 86% が賛成した。市民を標的としたテロの支持率は、2003 年 12 月には 48% だった。

また、パレスチナ国家建設を盛り込んだ米主導の新中東和平案「ロードマップ」については、「崩壊した」との回答が 2003 年 12 月から 8% 増加し、66% となった。パレスチナ・イスラエル間の和平交渉が中断されたまま、占領地でのユダヤ人入植地やこれを取り囲む壁が建設され続けていることへの失望感がうかがえる。

一方、イスラエルとの間で暴力の相互停止を求める人は 84% に上る。また、74% は和平が達成されパレスチナ国家が樹立されれば、イスラエルとの和解を支持すると答えた。しかし、67% は、パレスチナ人が独立国家の公民権を得るためには交渉ではなく、武力による対決が必要だと回答、パレスチナ人の複雑な心境が浮かび上がった。パレスチナ人の間でもイスラエルと共存の道と、それを全く受け入れない人々の間で意見に大きな隔たりが見られる。

第三節 国際社会の反応

2003 年 10 月 14 日、国連安保理において分離壁建設中止を求める決議の採択が行われたが、アメリカが拒否権を行使したことで可決されなかった。(15 理事国中 10 カ国が賛成し、英国、ドイツ、ブルガリア、カメルーンの 4 カ国が棄権) アメリカは 1972 年以来、イスラエルを非難・批判する決議に対してそれまでに 32 回拒否権を発動している。決議案は建設を国際法違反としてシリアなどが提出していたが、この結果により、アラブ諸国は一部の国の特権的な拒否権のない総会での採決を求めた。同年 10 月 21 日に開催された国連緊急総会の場合、壁の建設中止と撤去を求める決議が賛成 144 反対 4 (米国、イスラエル、ミクロネシア、マーシャル諸島) 棄権 12 で圧倒的支持を得て可決された。しかし公開決議は安保理決議とは異なり、法的強制力はなく、国際社会の意思表示にとどまる。22 日にはイスラエルは壁の建設続行を表明した。

2004 年 6 月 30 日イスラエル最高裁判所はエルサレム近郊における建設が予定されていた壁の約 30 km について、人道法、および国際法違反として建設のルート変更を政府と軍に命じた。壁に関する住民の農作業、通学・通勤・通院などの大きな障害になるという住民の主張を認めた形であり、壁建設を違法とする判決が出されたのは初めてであった。政府もこの判決を受けて、住民とその土地を分断しない代替ルートに変更することを表明

した。しかし 2005 年 9 月 15 日の高等裁判所における同様の判決は、カルキリヤ近郊において壁の撤去およびルート変更を命じながらも、イスラエル政府は壁を建設する権利をもち、自衛の権利に基づいてグリーンラインよりパレスチナ側に、入植地を守るために建設することができる、とした。また、壁全体の建設は違法性を問うことができず、地域ごとにイスラエル人の治安とパレスチナ人の人権とのバランスを考慮して判断すべき、とした。後に述べる国際司法裁判所による壁建設を違法とする勧告についても、イスラエルの自衛権を考慮していないため無効とし、壁の建設はハーグ条約にある占領下の治安の規定によって正当化される、とした。

2004 年 7 月 9 日、オランダ・ハーグの国際司法裁判所は、前年 12 月の国連総会での韓国意見の要請を受けて、イスラエル政府によるパレスチナ占領地域・ヨルダン川西岸地区における壁建設の法的な影響について勧告的意見を出した。内容は「占領地での分離壁建設は違法にあたり、中止・撤去すべきだ」というもので、「テロからの自衛権」を主張するイスラエル側の言い分を退け、パレスチナ人に対する補償措置も求めるなど、イスラエル側の「全面敗訴」といえる内容だった。15 人の判事のうちアメリカ人判事 1 人を除く 14 人が違法判断を支持した。

勧告の要点は以下の 5 つに要約することができる。壁の建設は、パレスチナ占領地域での財産の破壊あるいは接収を伴っており、1907 年のハーグ条約やジュネーブ第 4 条約（文民条約）などの国際人道法に違反する。壁の建設は、占領地域の住民の移動の自由を実質的に制限するものである。これは農業などの生産活動、医療、教育、水などの資源へのアクセスなどに深刻な影響を与えており、ジュネーブ第 4 条約などの国際人道法、国際人権規約、および関連する国連安保理決議に違反する。壁は、グリーンラインと壁との間の区域に、イスラエル人入植地の大多数が含まれるよう湾曲した経路で建設されており、事実上の領土併合である。これは武力による領土の取得を禁じる原則に反しており、パレスチナ人の領土的主権と自決権を侵害している。イスラエルは、現在進行中の壁の建設作業を即時中止しなければならない。また、イスラエルは壁建設のために接収した不動産を返還し、それらの原状回復が不可能な場合は当該被害者に賠償する義務を有する。この問題は、イスラエル・パレスチナだけでなく、国際社会全体の平和と安全に関わるものである。すべての国には、これら壁建設とそれにより引き起こされた事態の維持につながる援助をしない義務があり、これらの違法状態を終らせる努力をしなければいけない。

第五章 パレスチナ和平の展望

第一節 ロードマップの行方

2003 年 4 月には、アメリカ、EU、ロシア、国連は、イスラエル、パレスチナ二国家共

存に向け、関係者が取り組まなければならない義務を記載した「ロードマップ」を発表し、イスラエル、パレスチナ双方はこれを受け入れた。その内容は2005年までにパレスチナ国家の独立を目指すというもので、このロードマップが1993年のオスロ合意と明確に異なるのは、パレスチナ独立国家を前提にしており、また交渉の相手をアラファト・PLO議長ではなく、アメリカとイスラエルが、イスラエルに譲歩すると考えたアッバース・パレスチナ暫定自治政府首相としたことだ。同年6月、7月には、ブッシュ米大統領、アッバース首相、シャロン・イスラエル首相による首脳会談が行われ、イスラエル側はパレスチナ自治区の一部からの撤退、封鎖の緩和や移動の自由の緩和措置を実施し、パレスチナ側もハマスが一時停戦を表明し、一部過激派の摘発等に着手し、和平プロセスに前向きな動きが現れ始めた。しかし、その後もイスラエル軍によるパレスチナ人の家屋の破壊、土地の没収、自治区の閉鎖、さらにはハマス等パレスチナ武装勢力幹部の暗殺が行われると、パレスチナ武装勢力は停戦を破棄し、報復と称して自爆攻撃を行った。この結果、アッバース首相は危機に立たされ、9月に辞表を提出した。辞任の背景は、アッバース首相自身によると、イスラエルにロードマップを履行する姿勢が希薄だから、というものだった。後任として新たにクレイ立法評議会議長が首相に任命されたが、治安分野で目立った進展を達成することは出来なかった。

中東和平プロセスの混迷とパレスチナ武装勢力による自爆攻撃とイスラエル軍によるパレスチナ人指導者の暗殺が繰り返される中、2004年11月、アラファト・PA長官兼PLO議長が逝去した。これを受けてアッバース前首相がPLO議長職を承継、翌年のPA長官選出選挙でも勝利し、イスラエルからの当事者性、国際社会からの支持を受けて大統領となった。アッバース大統領はハマスを始めとするパレスチナ諸派との対話を重ねると同時に、ガザ地区に治安部隊を展開する等、治安情勢の沈静化に一定の成果を上げた。2006年1月、第2回パレスチナ立法評議会選挙が行われ、イスラエルを承認せず、対イスラエル武装闘争継続を標榜するハマスが過半数の議席を獲得し、3月には、ハマス幹部であるハニーヤPLC議員を首相とするハマス主導の自治政府内閣が成立した。イスラエルはPA内閣との接触を停止すると共に、テロ資金への流用を恐れ、PAへの2月以降の関税等還付を凍結、歳入の半分近くを占める収入源を絶たれたPAは深刻な財政難に直面し、公務員給与の未払いや公共サービスの低下が発生し、機能不全の状態に陥った。その後アメリカ、欧州連合からの援助も停止された。パレスチナ人の間でも、PLO主流派のファタハとハマスの間での内部抗争が激化し、パレスチナ人同士の衝突で死者が発生している。PAの機能を復活させ、国際社会に受け入れられるPA内閣を樹立すべく、アッバース大統領とハマス側の間で、ファタハやハマスなどパレスチナ諸派が参加する「拳国一致内閣」成立に向けた取組も行われたが、先行きは不透明となっている一方でアメリカ、欧州連合、日本などは、より穏健なファタハのアッバース大統領を交渉相手と見ており、ハニーヤ首相などハマスは事実上相手にしておらず、国内・国外情勢ともに混迷を極める一方である。

(2007年1月30日ファタハとハマス停戦合意、しかしその後も不安定な状態が続いている)

第二節 パレスチナ国家建設へ

2007年1月、ライス米 국무長官は訪問先のエジプトにて近くイスラエルのオルメルト首相とパレスチナ自治政府のアッバース議長との間で3者会談を開催し、パレスチナ国家の樹立に関する非公式な協議を行うことを明らかにした。長官はこの三者会談によってパレスチナ国家の樹立につながる一段の「政治的展望」が開けることを願う、と発言したが、ハニーヤ首相はこれに対して「パレスチナの大義にとってもっとも危険要因になりうる」と指摘、その目的はイスラエルの利益を守ることだと強調した。実際ライス長官はリブニ・イスラエル外相との会談では分離壁を暫定的な国境とするパレスチナ国家の樹立を協議した。これまでパレスチナ国家建国への取り組みはたびたび議論されてきたが、一向に合意に至ることなく現在の無数に分断されたパレスチナが作り出され、その領土は今なお侵食され続けている。忘れてはならないのは、パレスチナ人が「国家」を持つことですべてが解決するわけではないということだ。飛び地から成る名前だけの「パレスチナ国家」は何も解決しない。むしろ、国際社会の圧力を緩和するという点においてイスラエルにとっては好都合だろう。

壁の建設はこのパレスチナ国家建国への準備段階とも捉えられる。壁の建設によってイスラエルの領土を拡大、ユダヤ人の人口におけるマジョリティーを確立する反面パレスチナの経済、社会を破綻させ、国家としての機能を失わせる。パレスチナ人は強制排除、あるいは生活を奪われ、「自主的」に移動せざるを得なくなる。これによってパレスチナ国家建国の可能性を否定、あるいは実現したとしてもそれは国家として存続可能性をもたないものであろう。また、壁は国境を既成事実化するという役割も果たしている。皮肉なことに、イスラエル側には壁を二国共存へ向けた「和平提案」とする声さえある。



緑の線：グリーンライン

赤い線：建設中のルート

青い線：承認されたルート

点線：提案ルート

赤地域：囲い込まれた区域

肌色地域：パレスチナ自治政府管理下

緑地域：イスラエル管理下

分離壁のルート Gush Shalom ホームページより

おわりに

「テロの進入阻止」を目的として壁を建設する以前に問われるべきは、なぜ自爆テロが行われるのかである。その動機がなくなる限り、テロ攻撃は新たな形をとって行われ続ける。グリーンラインの内側に建設された壁による封じ込めは、むしろパレスチナ人のイスラエルに対する憎悪を増し、報復の連鎖を断つことにはつながらない。テロを防ぐどころか、過激派の戦闘意欲を高揚させ、また市民の支持も過激へと向かう。実際パレスチナ人の少女はハマスのことを、自分たちを守ってくれる「ヒーロー」と言っていた。住民にとっては占領と戦う抵抗組織であり、命をかけてパレスチナを消滅させようとするイスラエルを攻撃する武装勢力はヒーローに他ならないのである。イスラエルはじめ他国が彼らの存在を無視することは和平の実現をいっそう困難にする。

ハマスは依然としてイスラエルの存在を認めない一方でアッバース大統領は三者会談に向けて意欲的な態度が報道されていた。イスラエルのオルメルト首相もまたパレスチナ国家を承認する意思を表明している。現状からしてイスラエルの存在を否定することは非現実的である。したがってパレスチナが存続するためには、二国共存を目指すしかないだろう。これにあたって、指導者レベルでの対話に加え、国内政治が混乱し、政府レベルの対応が行き詰っている今、泥沼化した報復の連鎖を絶つには住民が納得する形での対話が重要な鍵となるだろう。

イスラエルのテルアビブには、インティファダによって家族を失ったパレスチナ人、イスラエル人双方の犠牲者の数と同じ数の人形を展示し、平和の回復をイスラエル市民に訴える「平和のテント」がある。そこに集まる「遺族の会」のメンバーはテロによって肉親を失ったイスラエル人、パレスチナ人であり、双方の遺族は互いに訪問しあい、平和のための対話を続けている。「遺族の会」の目的はイスラエル人・パレスチナ人がそれぞれの立場の違いを超えて「平和」と「共存」の道を模索することである。パレスチナ人元戦闘員と元イスラエル兵約 300 名から成る「平和のための戦士」という団体はイスラエル、パレスチナ双方で集会を開き、体験談を話すことを通して対話による和解の道を探し続けている。

このような住民レベルでの歩み寄りが平和的二国共存へ向けた唯一の希望である。双方の不信、恐怖心、憎悪、絶望感の連鎖をどこかで断ち切らない限り、パレスチナ人とイスラエルの真の和解への道が開けることはない。壁の建設はこれに完全に逆行するものである。壁建設が進行すれば、国家建設が承認されたとしてもパレスチナは自滅する以外にない状態に追い込まれる。そのとき国際社会からも、パレスチナは自ら建国を放棄した、とされるだろう。イスラエルやアメリカにとっては願ってもない展開である。この図が見えているからこそ、パレスチナは自滅的な自爆を繰り返し、せめてもの抵抗を続けているのかもしれない。

本稿執筆中もパレスチナ情勢は時々刻々と変わり続けている。したがって情報の信憑

性や新しさには対応できていない点多々あると思う。壁建設問題、イスラエル・パレスチナの動向は今後も注目を要する。

参考文献・資料

PENGON (2003) "The Wall in Palestine" Jerusalem

土井敏邦 (2004) 『現地ルポ パレスチナの声、イスラエルの声』 岩波書店

宮田律 (2005) 『中東がわかる 8つのキーワード』

パレスチナの平和を考える会 (2005) 『パレスチナ農民が語る「隔離壁」が奪ったもの』

池滝和秀 (2003) 「分離壁で遠のくパレスチナ和平」 『世界週報』 2003. 11.11

池滝和秀 (2004) 「分離壁でパレスチナ支援の需要は増えている」 『世界週報』 2004. 2.17

古居みずえ (2004) 「パレスチナ人の生活圏を分断する「壁」」 『マスコミ市民』 2004.3

小田切拓 (2003) 「アパルトヘイト・ウォール - ロードマップという空論が踊る - 」 『世界』 2003.9

国連人道問題調整事務所 (OCHA) (2003) 「新しい壁計画」

Cook, Jonathan (2003) "Security Wall casts long shadow - Israel Strangling City" Japan Times 2003.1.11

Wilkinson, Tracy (2003) "The Intifada has backfired - Palestinian Towns are dying" Los Angeles Times 2003.1.13

Rapoport, Meron (2004) 近藤功一訳 「パレスチナ分離壁の影の工業団地」 『Le Monde Diplomatique』 2004.6

日本経済新聞 2007.01.15

朝日新聞 2007.01. 30, 01.31

PENGON (Palestine Environmental NGO Network) <http://www.pengon.org/>

STOP THE WALL パレスチナ子どものキャンペーン <http://www32/ocn.ne.jp>

STOP THE WALL <http://www.stophewall.org/>

Peace for Palestine <http://palestine.at.infoseek.co.jp/>

Gush Shalom <http://zope.gush-shalom.org>

隔離壁 <http://plaza17.mbn.or.jp>

Palestine Red Cross Society <http://www.palestinercs.org>

パレスチナ情報センター <http://palestine-heiwa.org/wall>

MIFTAH <http://www.miftah.org/>

外務省 <http://www.mofa.go.jp>